

真庭市起農プロジェクト業務仕様書

令和7年5月

真庭市

産業観光部農業振興課

1. 業務の目的

現在、真庭市における農業従事者の平均年齢は63.4歳と非常に高く、後継者不足が深刻である。また、若い世代が農業に参入しにくい状況が続き、高齢化や後継者不足により、耕作されなくなった農地が増えてきている。本市での農業の発展・継続のために、農業後継者の育成はもちろん、多様な農業の担い手、農業人材の獲得は急務である。

農業に興味・関心を持つターゲットに対し、本市の農業に関するPRのほか、インターンシッププログラムの構築、新規就農者が就農しやすい環境づくりや就農後のフォローアップ体制を整備すること等を通じて本市での農業人材を確保・育成することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 移住就農希望者の掘り起こし
- (2) 真庭起農スクールの開催
- (3) 農地のスムーズな循環、活用のための仕組みの構築支援
- (4) 農業インターンシッププログラムの構築、実証
- (5) 移住就農相談体制の整備支援
- (6) 報告書の作成

【業務の詳細】

(1) 移住就農希望者の掘り起こし

① 移住就農フェア等でのブース出展及びPR活動

各就農フェア等の内容、来場者等をリサーチのうえ、出展計画を作成し、本市の了承を得ること。

出展は主に首都圏、関西圏等の都市部で開催される移住定住または就農フェアを想定しており、詳細については次のとおりとする。

開催期間・回数	東京、大阪、福岡、またはその他の都市のいずれかにおいて 2都市以上かつ3回以上出展すること。
費用・その他	ブース出展手数料等ほか業務実施に要する一切の 費用は受託者が負担すること。※1

※1 本市職員に要する交通費、宿泊費等は対象外とする。

② ポータルサイト、SNS等の運用管理

- (A) 真庭市新規就農ポータルサイト「真庭で農業」を管理運用し、真庭市内の農業や食に関する情報等を発信すること。
- (B) その他の農業 SNS アカウント【 Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook】の運用管理。

ポータルサイト、SNSの管理運用の詳細については次のとおりとする。

期間	契約日～次回契約更新日まで
投稿回数	各 SNS 4 回／月程度
内 容	真庭市に関連する農業関連イベント情報や農業施策等を 随時発信すること。
費 用	写真撮影、原稿作成、投稿、その他 SNS 管理・運営に要 する一切の費用は受託者が負担すること。
その他	市内農家の SNS と連携し、真庭市内の農家情報を収集す る。 本市からも投稿、編集できるようにすること。投稿内容に ついては投稿前に本市に確認を取ること。

③ 真庭市内の農業者の PR

真庭市農業専用ポータルサイト「真庭で農業」と連携し、真庭市内の農業者についての情報等を発信すること。

農業者の PR の詳細については次のとおりとする。

期間	契約日～令和 8 年 3 月 31 日まで
情報発信の内容	②「真庭の農業者」の紹介サイト（又はページ）を作成すること、真庭市内で活躍する農業者を対象に取材を行い、それぞれの農業者の魅力を発信する記事を掲載すること。対象は真庭市内の農業者 5 人以上とする。
費 用	写真撮影、原稿作成、投稿、その他 WEB サイトの更新・管理に要する一切の費用は受託者が負担すること。
その他	本市からも投稿、編集できるようにすること。投稿内容については投稿前に発注者に確認を取ること。 事業完了前であっても本市の要請があった場合、令和 8 年 2 月 28 日付けで中間報告を行うこと。

（２）真庭起農スクールの開催

① 真庭市における独自イベント

ア．都市部での啓発イベントの開催

移住就農希望者向けの啓発イベントを五大都市圏、岡山県内若しくは近隣県の都市圏で開催すること。

イベントの内容は就農・移住を希望する方へ真庭市で就農・移住を行うための農業経営の基礎知識を学ぶことができるものであること。

イ．真庭市内での現地体験型農業講座の開催

真庭市内の農家での農作業体験イベントを 1 回以上開催すること。

啓発イベント等の詳細については次のとおりとする。

開催期間・回数	契約締結後～令和 8 年 3 月 31 日の期間内で計 4 回以上 ※ 1
開催場所	五大都市圏、岡山県内若しくは近隣県の都市圏（計 3 回以上） 真庭市内での現地体験型講座（計 1 回以上）
研修講師	真庭市内の農業者等が各回 1 人以上参加すること。※ 2
費用	会場使用料、講師謝金等開催・運営に要する一切の費用は受託者が負担すること。※ 3
その他	啓発イベントはオンライン参加等も可能なものとする。

※ 1 募集についてのイベントチラシを作成し、各種 SNS、WEB サイト「真庭で農業」にて、定められた募集期間において情報発信並びに募集を行うこと。

※ 2 研修講師については本市と協議の上、選定すること。

※ 3 参加者並びに本市職員に要する飲食費、交通費、宿泊費等は対象外とする。

（３）農地のスムーズな循環、活用のための仕組みの構築支援

農地の維持や後継者不足が喫緊の課題である。一方、農地の確保が新規参入者の大きな障壁となっており、双方を効率よくマッチングする仕組みを構築、実証する。

なお、実施に当たっては、生産者団体の協力を取り付けること。

ア．農地情報の収集と情報提供の習慣化の仕組み作り

生産者団体等から農地情報を収集し、データ化・リスト化を行う。

農地にかかる各種最新情報を把握できる仕組みの構築を行う。

イ．収集したデータの見える化

収集したデータからマッピングを行い、農地にかかる情報を見える化する。

農地情報の取得にかかる調査等の詳細については次のとおりとする。

期間	開始日～令和 8 年 3 月 3 1 日
内容・機能	生産者団体と連携し、農地情報の収集を行う。 収集する農地の必要な情報については、本市及び本市農業委

	員会、生産者団体と協議の上、項目等を定める。 リスト化及びマッピング化を行うにあたっては、生産者団体、本市と協議の上、その方法を決定するものとする。
費用	農家との調整にかかる費用、情報収集のための調査費用、その他運営に要する一切の費用は受託者が負担すること。

(4) 農業インターンシッププログラムの構築、実証

- ・期間は、契約締結後から令和8年3月31日の間に実施すること
- ・農家との調整にかかる費用、その他運営に要する一切の費用は受託者が負担すること。

真庭市内の農業インターン受入農家の掘り起こし

ア. 農業インターン受入農家の調査と体制整備

- ・生徒、学生向けの農業インターン受入農家等の調査及びリストを作成
- ・受入農家等とプログラムを調整のうえ、インターンの受入体制を構築
なお、インターンの受入農家等は真庭市内で農業を営む者で、将来真庭市内で就農を目指す学生等の模範となり、かつ、雇用就農先として受入が可能な農家であることが望ましい。

イ. 農業インターンの実施

- ・真庭市内で農業インターンを1回以上実施する。
- ・真庭市内の農家でのインターン受入についてサポートを行う。
- ・インターン生の募集は、真庭高校のほか農業系の学科のある専門学校等を想定している。

(5) 移住就農相談体制の整備支援

移住就農相談体制の一元化を目指して協議及び体制の整備を支援すること。

ア. 真庭市における就農アプローチについての協議

2ヶ月に1回以上

イ．実施する就農支援の取組について、スキーム（図化、マニュアル化した制作物）を作成し、報告書に添付する。

起農プロジェクト関連業務のうち必要に応じ、スキームを作成し体系整理を行う。

ウ．移住、就農に関係する先進地等への視察の実施

エ．起農プロジェクト事業におけるスケジュール管理

オ．その他、体制構築に向けて本市が求める事項

（６）報告書の作成

- ・（１）～（５）の結果について、報告書を作成する。

履行場所

真庭市久世地内 真庭市産業観光部農業振興課 ほか

３．成果品

項目	成果物・部数	提出期限・情報発信業務満了
業務報告書	報告書 1 部	令和8年3月31日 (提出期限)
WEB サイト・SNS	WEB サイト、各種 SNS (Instagram、X【旧 Twitter】、Facebook)	次回契約更新日まで

納品場所

(1) 成果品検査

本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

(2) WEB サイト・SNS 情報発信業務満了時の取扱い

本業務委託では次回契約更新日まで運用管理を行う、また、本市と協議の上、継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じること。

(3) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

4. 共通留意事項

- (1) 業務の実施にあたり、個人情報保護法ほか関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) SNS、WEB サイトの運営にあたっては、セキュリティ対策を十分考慮すること。
- (3) 業務の実施にあたり発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。